告 示

埼玉県選管告示第四十八号

うべき事由が生じた。 二十五年法律第百号) 埼玉県議会議員の選挙区のうち、 第百十三条第一項 東第八 \mathcal{O} 規定に 区 越谷市に よる 埼玉 お 県議会議員 1 て、 公職選挙法 補 欠選挙を (昭 行 和

年法 六年法律第五十九号)及び地方教育行政 治 法 な 又は解職 お、 律第百六十二号) (昭和二十二年法律第六十七号) 越谷市の区域で \mathcal{O} 請求の 並 た \Diamond $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ は \mathcal{O} 令 にこれらの法律に基づ 署名を求めることが 和 七 年九 月十 \mathcal{O} 市 組 町 織及 村 日 \mathcal{O} カュ できない 合併の く政令の規定によるすべての直接 び運営に関 5 同 選 挙 特 例 \mathcal{O} はする法律 に関 期 日 す ま る で 法律 \mathcal{O} (昭和三十一 (平 成 地 方 自

令和七年十月十四日

玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳